

下水道を入口とした環境学習推進業務委託 仕様書

1 委託業務の名称

下水道を入口とした環境学習推進業務委託

2 業務の背景と目的

草津市にある矢橋帰帆島（以下、「帰帆島」）は下水道の浄化センターを建設するために造られた人工島であり、島内には矢橋帰帆島公園（以下、「公園」）、湖南中部浄化センター、淡海環境プラザ（以下、「プラザ」という。）がある。

プラザは、汚水処理の効率化等の新技術研究開発、海外等における水環境保全への貢献、民間企業の水環境ビジネス支援等を行う施設として平成 25 年に開館した。さらにプラザの機能を活かすため、水環境を中心とした多様な環境問題について小中学生でも楽しく学べるような施設となることを目指し、令和 6 年度はホール内の展示を更新するとともに、帰帆島全体を活用したデジタルスタンプラリー整備や環境学習ツアーを実施した。

令和 7 年度は、よりプラザにおける環境学習の効果を高めることを目的とし、令和 6 年度に整備したデジタルスタンプラリーおよびデジタルサイネージの内容を拡充するとともに、展示の整備や環境学習ツアーを実施する。

3 委託業務の実施期間

委託契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日(火)まで

4 委託業務の内容

(1) デジタルスタンプラリーのポイント追加

帰帆島内の周遊性を高めるため、令和 6 年度に整備したデジタルスタンプラリーのポイントを追加する。

- | | |
|--------|--|
| ア 業務内容 | <ul style="list-style-type: none">・帰帆島内にラリーポイントを 5 箇所程度設置・ノベルティの検討、購入 1,000 個 |
| イ 留意事項 | <ul style="list-style-type: none">・ラリーポイントおよび掲示内容は受託者で案を作成し、契約締結後に県と協議の上決定すること・ラリーポイントには環境について学べるような工夫を凝らすこと・湖南中部浄化センターはラリーポイントの対象外とする・利用中のアプリ「まちのコイン」を使った仕様にする・スタンプラリー参加者等からの問い合わせ対応を行うこと・来場者および公園の指定管理者に十分注意・配慮し、迷惑のかからないよう適切な業務遂行に努めること・ラリーをコンプリートした時に達成感が得られるよう工夫すること・上記内容の他、参加者が楽しめる工夫を凝らすこと |

(2) デジタルサイネージのコンテンツ作成

展示の理解をより深めるため、既設のデジタルサイネージに各種コンテンツを追加する。

- ア 業務内容
- ・来館者の声を掲載できるページの作成
 - ・帰帆島公園やプラザで開催されるイベント情報を掲載できるページの作成
 - ・環境学習ができるコンテンツの作成
- イ 留意事項
- ・多様な来館者に対応できる内容とすること
 - ・表示させるコンテンツの仕様は自由とするが、より効果の高いコンテンツを提案すること
 - ・次年度以降もデジタルサイネージのコンテンツを更新できるような仕様とすること
- ウ 備考
- 令和6年度に設置した既設のデジタルサイネージの仕様は別添資料を参照

(3) 屋内外展示整備

プラザのより一層の利活用を推進するため、プラザ周辺の展示物を整備する。

・展示物、什器作成・設置

プラザ周辺および公園駐車場からプラザまでの導線周辺に、案内表示やびわ湖を取り巻く多様な環境について学べる展示物を企画、作成、設置する。

- ア 業務内容
- ・プラザ周辺の展示物等の作成、設置 2基以上
 - ・公園駐車場からプラザまで誘導できるようなアプローチ等の作成、設置
- イ 留意事項
- ・展示物および什器の内容については、受託者で案を作成し、契約締結後に県と協議の上進めることとする
 - ・什器は来館者の安全対策を講じた設計とすること

(4) 環境学習イベント開催

小学生と保護者を対象に、帰帆島全体を用いた環境学習ツアーを企画、開催する。

- ア 業務内容
- ・学習ツアーの企画提案
 - ・準備から終了までのスケジュール管理、関係者との連絡調整
 - ・参加者の募集
 - ・広報用チラシの作成、電子データの提供
 - ・スタッフ等の運営マニュアルおよび進行台本等の作成
 - ・当日の運営
 - ・当日の配布資料の準備（必要に応じて資料作成）
 - ・必要経費の支払い（必要に応じて）

- ・その他、目的達成に必要な業務
- イ 開催時期等
- ・委託期間内に2日以上開催すること（参加者100名以上）
 - ・小学校の夏休み期間中や委託期間内の休日（土・日曜日、祝日）に開催すること
 - ・場所は必ずプラザを使用し帰帆島内で実施すること
- ウ 留意事項
- ・小学生が環境問題について楽しく学べる参加型のツアーとし、将来的な環境保全行動の促進につながる内容を企画すること
 - ・具体的内容および実施計画については、県と協議の上進めるものとする
 - ・参加者を募れるような効果的な情報発信に努めること
 - ・イベント時に発生した事故等に係る保険に加入しておくこと
 - ・救急、救護等の初期対応に必要な装備品を手配しておくこと
 - ・参加者の安全確保を図るために必要と考えられる人員の手配、配置等を行うこと

（6）共通事項

- ・スケジュールや運営体制については、県と調整の上、業務を遂行すること。
- ・展示物や什器等の作成にあたっては、県との校正協議等を適宜行うこと。
- ・委託業務においては、県関係機関等との連携を含め、上記（1）から（4）に係る企画から実施報告書作成までのすべてを行うこと。
- ・委託業務を実施するにあたり、支払等の必要費用は委託費に含むものとする。

5 実績報告等

- （1）県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- （2）受託者は、本委託業務を完了したときは、令和8年3月31日（火）までに、県に対して委託業務の内容や成果を取りまとめた実績報告書を提出すること。

6 実績報告書等の納入場所

滋賀県琵琶湖環境部下水道課

7 業務の遂行について

- （1）委託業務の内容の詳細は、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議の上、決定する。
- （2）業務の遂行にあたり、業務にかかる実施体制について体制図をもって報告するとともに、実施スケジュールを県に提出すること。

8 その他

- （1）本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を順守することとする。
- （2）使用する著作物については、肖像権、著作権、商標権その他諸権利を侵害しないよう、事前に許可や承認を得るなどの必要な手続きを行うこと。当該手続きに係る費用については委託

費を含むものとする。

また、これら知的財産権に関する問題が生じた場合には、受託者の責任においてこれを処理すること。

- (3) 本業務の実施によって得られた写真は、広報のほか、事業終了後も県ホームページ等において事業紹介などで使用するので、その旨事前に承諾を得ること。
また、ツアー当日の写真などのデータの提供に協力すること。
- (4) 委託業務の遂行上、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (5) 委託業務の遂行のために県が提供した資料、データ等は委託業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却することとする。
- (6) 委託業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じることとする。
- (7) 作成された成果物に関する著作権や、デザインやイラスト等、業務で発生した権利は滋賀県に帰属するものとし、県が行う他の媒体等での活用を妨げないものとする。
- (8) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲および再委託先等について、県に対して書面により申請を行い、承諾を得ることとする。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任においてこれを解決することとする。
- (9) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (10) その他、委託業務内容の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めることとする。